

第4回「労働団体法 ②労働組合 A：労働組合組織」

2024.04.18. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：〈論点〉労働基本権を制限する公務員法の合憲性←説明が必要
〈法〉憲法規定・公務員労働法制・最高裁判決(当然合憲・限定解釈・財政民主主義)、
〈諸説〉違憲説・合憲的限定解釈説・財政民主主義説

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①「すべて政治的、財政的、社会的その他諸般の合理的な配慮により適当に決定されねばならず、しかもその決定は民主国家のルールに従い、立法府において論議の上なされるべきもので、同盟罷業等争議行為の圧力による強制を容認する余地は全く存しない」
- ②国会から適法に委任されていると解する余地がある故に、そのかぎりにおいて争議行為を許容する余地が生ずる

2) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①労使関係法研究会報告書は、労組法上の労働者性の判断要素として何を挙げているか。
- ②木下弁護士は、両命令がいかなる点を出発点としていると問題点を挙げているか。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

*「労働組合」の基礎知識

- 1)自由設立主義
- 2)法的保護：刑事免責、民事免責、不利益取扱い禁止、+労組法上の便宜(法人格、ULPs等)
- 3)要件：憲法28条(注：労働組合法ではない)の保護を受ける要件は四つ

*「労働組合」の要件としての「労働者性」

関連判例：新国立劇場事件/INAX事件・最三小判・平成23.4.12

[参考文献] 日本労働法学会編『現代労働法講座 2 労働組合』(1980年、総合労働研究所)

[自己点検]

- 1) Reading Assignment に関する設問への解答
- 2) 自己点検 a) 講義の論点 b) 論点にかかわる法状況 c) 論点についての諸見解
- 3) 自由記述 a) 講義に関する質問 b) その他

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働団体法 ②労働組合 B：組合と組合員」

講義テーマ：労働組合強化のために組合加入を義務づけることは可能だろうか
教科書の該当部分：第3章「労働組合」「II 結成・加入・脱退と内部運営」

論点に直接関連するのは p.58-p.61

Reading Assignment：西谷敏・盛誠吾「ユニオン・ショップ協定は適法か?」

日本労働研究雑誌 489号(2001年)10頁以下

関心ある人は、西谷敏『労働法における個人と集団』(有斐閣、1992年)も参照のこと